

証があがると(よく本人が他船に救われて帰って来ることがある)認定死亡は当然にその効力を失うのであるが、これで一応戸籍の処理はつく。また、戸籍法第八六条第三項は「已むを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以て、これに代えることができる」と規定しており、昭和二十五年静岡地方の洪水に際し、激浪にまきこまれ、そのまま行方不明になった者が、その後二箇年を経過し、なお死体を発見できない場合の戸籍の処理につき、流水にまき込まれ二年間捜索したが全く死亡したもののみならずとの村民、駐在所の巡査、目撃者、親戚の者の証明書、戒名を附し(仮)葬儀を営みたることの親族及び僧侶の証明書を添付した死亡届を「受理して差支えない」と回答している(昭和三十五年九月五日附民事申第二、四二六号民事局長回答)。しかし右のように戸籍による死亡届がでる場合は、一応死亡とみとめられるが届がで得ない場合は、結局、失踪宣告(危難失踪)による外はないであろう。ところでわが民法は、失踪宣告の効果発生の時期を「期間満了の時に死亡したものと看做す」(民法三二条)と規定している。従つて、右の期間満了までは、失踪者につき、生存の推定があるわけであろう。さすれば、祖父と長男、次男が共同で死亡したところ、祖父と次男の死体はみつか

つたが、長男の死体が見つからず、已むを得ず、失踪宣告の申立をして、宣告のあったような場合、長男の孫には、祖父の財産がいくのに、次男の孫にはこれが

## 伊勢湾台風と犯罪

谷口正孝

- 目次
- 一、はしがき
  - 二、犯罪の概観
    - (一) 窃盗罪
    - (二) 漂流物等の横領罪
    - (三) 詐欺罪
    - (四) その他
  - 三、事件処理の概況
  - 四、むすび

(筆者・名古屋裁判所)

### 一 はしがき

学者はいう。「法は社会生活の規律であつて、社会に於いて存在し、社会の変遷に伴うて変遷する」といふ。まさに、「社会ある所即ち法あり」(ubi societas ibi ius)との格言は、この間の事情をいいてたものである。従つて、「苟も多数の人が互に相交渉ある生活を送るとすれば、其の共同生活が継続して存立し得る為には、如何に原始的な形に於いてであつても、尙各人相互の交渉に於いて、各人の為すべきこと、為すべからざることを、為し得べきことに付き、必然に何等かの法の存するものが無ければならぬ。若し何等の法も存せず、各人が其の欲する所を恣にすることが出来るとすれば、其処には唯美力の闘争あるのみで、即ち、ホッブスの所謂「総ての総てに対する戦」(Bellum omnium contra omnes)となるの外は無く、社会生活の存立し得る余地は無い」と。学者は、このように、続けていうわけである(2)。

ものは、人間の理性ではあるが、その理性が働らくためには、人間の物質的生存の条件がすくなくとも最低限度に備わっていることが必要である。逆説的な表現を用いれば、社会生活になんらかの秩序が生ずればこそ、法は存在するのであり、法による規律の最も必要とされるときには、本能の闘争と力の支配が横行するわけである。かの緊急避難は事象の法律的説明ではあるが、実は、法自らが法の及ばない世界を認められたものである。われわれは、戦後、敗走する軍隊の無秩序について、数多くの挿話を聞かされてきた。然し、その挿話がいかに凄惨なものであるにせよ、それは、異郷の戦野という、いわば通常の社会生活から隔絶された社会でのできごとであつた。

ところが、今回の伊勢湾台風による名古屋南部、三重、岐阜一部の水没地帯における災害後の社会秩序混乱の現象は、われわれの社会生活の内部におけるできごとであつた。この地帯における市民の生活は、法による平和から、一瞬にして生命維持のための闘争の生活にかわつた。この地帯に在つては、勿論、極めて短い期間ではあつたにせよ、法の妥当する社会生活の条件が失われたわけである。被災直後、公、私の救援活動がはじまる迄の二、三日ないし四、五日間の水に鎖されたこの地帯の生活については、未だ殆んど知るべき資料がない。

然し、その台風による被害がいかに史上未曾有のものであったにせよ(3)、それが、同地的現象に止る限りは、全体としての法は、その一部地帯について麻痺し失われた機能を、当然に回復せずにはおかない。然し、そのような機能の回復についても、まず、かかる水没地帯の人の生活手段の確保という条件に整えられることが必要であった。空気のぬけたボールを例にとればよい。ボールは球体でなければならぬ。人は、空気が抜けたためにひずみをきたしたボールを、もとの球体に回復しようと努力する。然し、そのためには、ボールは球体でなければならぬ、といくら叫んでみてもはじまらない。新しい空気の注入が必要なのである。水没地帯に対する生活物資の救援は、この地帯の麻痺した法の機能を回復させるための不可欠の条件であった。なお、ここで、われわれは、被災地に対しよせられた全国各地からの溢るるばかりの救援活動に対しては、いうをまたないところであるが、心からなる感謝の意を表せなければならぬ。

と、その混乱は、勢い、他の傷をうけなかつた地帯の秩序ある生活にも影響を及ぼし、その間相互の力関係による多少のあつれきの生ずることを免れ難い。しかも、その混乱は、警察権力があけて救援活動に忙殺され、一部に警備状態の空白と混乱を生ずることに原因するであろうが、加えて、一部の法の機能の麻痺に伴う社会の法秩序全般に対する蔑視の思想に影響されることも否定できない(4)。そして、かかる混乱の現象は、水没地帯の生活秩序が救援作業によりいちおう回復して、非水没地帯との往来も頻繁になり、経済的交渉が漸くはじまると共に倍化される。皮肉なことではあるが、全体の社会生活がいちおうの軌道に乗ると共に「法的」犯罪が発生する。すなわち、この時期の犯罪は、被災直後の法の及ばない生活から生ずるものではなく、法が現実にあつて生ずる生活の中から生ずる言葉の正当な意味における犯罪そのものといふべきものである。かかる犯罪に対して適切な検挙が、適切な時期に行われる必要があることは当然である。もし、かかる犯罪に対する司法的措置にして当を失うようなことがあれば、社会生活の法的秩序づくりに対する混乱は、自乗化されるであろう。蓋し、妥当すべき社会的基盤を与えられながら、自らを貫徹しえなかつた法に対する社会の蔑視は、いよいよ拠点を与えたことになるからである。

本稿で扱う犯罪現象は、専らこの時期に関するものであるが、ここで、日記風に、台風後の警察による警備状況と犯罪の検挙状況について一言しておこう。  
九・二六台風襲来。生活必需物資、特に米、野菜、復旧資材が被災前の五倍の高値との噂が流れる。九・三〇から愛知県警は暴利取締本部を設け、警官三〇〇人を動員、一日にして警告一六四件、検挙三件の成績をあげる。一〇・一、同県警は「台風ドロボウ」に備え警官八〇〇人を動員、被災地の夜間パトロールに重点をおき不審者の職務質問を強化し、「災害につけ込んで他人の物や漂流物を盗むと重く処罰されます」〇〇警察署」の標示が被災地は勿論市内一円に貼り出される。水防団員等による漂流木材及び原木等の横領が検挙される。このころから水没地帯に対する見舞客を法外の高値で運搬する水上運出出現。一〇・二、台風ドロボウ第一号検挙、復旧資材の価格の高騰はいぜんとしてやまない。一〇・三、台風ドロボウ第二号検挙、起訴される。一〇・四、水没地帯の居住者に対し集団避難勧告。一〇・五、避難勧告を拒否する者が続出、その原因として、水没地帯におけるいわゆる海賊の横行のため避難後の家財の盗まれることを危惧する所以が強調され、更に水没地帯の水上パトロール強化のため警視庁第二機動隊二〇〇人が投入。このころから水害地の復

旧作業の進展と共に諸物価はいちおう安定。一〇・五、水害義援金募集名義をかたる詐欺犯が横行する。一〇・六、名古屋高検は、管内名古屋、津、岐阜三地方検察庁次席検事協議会を開き、災害につけ込んで起る一般刑法事犯、経済事犯に対しては各県警と協力いっそう取締体制を強化すると共に、各地検に災害対策本部を設置、これら事犯については早期に起訴し、裁判所に対し迅速な審理を要望する。このころから災害につけこんで生じたと認められる強・窃盗、漂流物横領、経済事犯の検挙が活発に行われる。一〇・一一、名古屋市、三重県等において町内会長らが町内居住者の被災程度を過大に申告し救援物資の不正受配をした事例が問題となる。一〇・一三、東京、大阪各警視庁機動隊及びパトカーを増強、被災地のパトロールを強化する。  
(1)美濃部、法の本質、九頁。(2)同書、一〇頁。(3)伊勢湾台風による被害状況は、名古屋市内だけでも、死者一、七九二人、行方不明三〇〇人、住家全壊二、七三五、流出四〇八、被災者概数五、一七、三一八人となっている。(一〇・二〇)同市災害対策本部発表。(4)本田教授は、この点を人間の心理的側面からとらえている。(同教授、災害と人間と政治。一〇・一一中目)。

二 犯罪の概観

ここでは、台風当日後約一ヶ月間の各新聞紙上に登載された各種犯罪の概観を示す。そのうちには、既に、起訴のうえ、裁判を経たものもあるが、その点については、三節で述べることとする。

(イ) 窃盗罪

台風による水没地帯に跳梁する海賊の出現については、さまざまに取り沙汰されてきた。なるほど、水没地帯一区一町のみならず、台風の夜、家が全壊し、命からがら避難し、三日後に筏に乗って戻ってみると、ベシヤンこになったわが家のトタン屋根が割がされ、無残にもラジオ、ミシンなどがごっそり盗まれていた、とか、軒まで水がきても洋服ダンスが無事だったのに、中の洋服だけ失くなっていた、とかの事例も報告されているが(一〇・一〇中日)、そのいわゆる海賊行為の実態については明らかにされていない(一)。裁判所が「まさに海賊だ」ときめつけた窃盗事犯にしても、その内容は、水没地の被災者が漸く乾いた土地に運び出した衣類等を通行人がその不在中に盗み出したというものである(一〇・二一名地裁言渡)。

そして、現実には検挙された「台風ドロ」の殆んどすべてが、乾いた土地での事例であって、風害により半壊した倉庫の損壊箇所から内部に侵入し在庫の古本を盗んだとか、被災者が雨漏りで水びたしに

なったテレビを路上に出して干しておいたものを盗んだとか、救援物資を積んだ小型トラックから同運転手のダスターシートを盗んだとか、又は、救援物資を盗んだとか、あるいは台風により倒壊した電柱から電線を盗み出した、というような種類のものではあった。

もっとも、強盗を計画して、一〇・一滋賀県からわざわざ水害地に乗りこみ、被災者をナイフで脅して強盗を働いた三人組、福岡県から災害地目指して小型トラックで乗りこみ、一宮市内(非水害地)で服地を盗んだ四人組の事例も報告されているが、前者については、裁判の結果、「特に台風につけこんだものとは認められない」と認定されている(一〇・三一朝日)。

なお、愛知県警発表によれば、台風の二六日から一〇月一六日までの二〇日間の同県下の盗み一、三四五件のうち、台風ドロが一五七件で、うち六五件、八四人を検挙したということになっている(一〇・一七朝日)。

いずれにしても、この間、ジャーナリズムのうえでも台風ドロの厳罰の要求が強く打ち出されていたことは、注意しておかなければならない。

(ロ) 漂流物等の横領

大雨等により河川が出水、氾濫した場合、下流に漂着した流木等を横領する事

例はわれわれの屢々見聞してきたところであった。そして、流木等の横領は、流木等により堤防、耕作地等に直接の被害を蒙る下流の者の損害補償のための一種の自力救済行為だということも耳にしたところである(二)。

然し、今回の台風の場合は、上流、下流を問わず一律の被害を蒙ったことと、流木の量が極めて多く、台風による物的損害のうちで流木のそれは決して少いものでなかったこと、加えて、全国的救援活動が盛り上っている時に、被災者の物を横取りすることは許し難いとする倫理感も盛りあがって、流木等の横領行為を違法とする考えが自然であった。前記愛知県警一〇・一六発表によれば、占有離脱物横領(漂流物横領を含む)は、六一件、六六人を検挙するというのも、この間の事情を物語っている。

以下に、二、三の事例を引いておこう。(1)三重県一志郡久居戸木の水防団員ら五〇名は、九月二六日夜伊勢湾台風で危険にひんした同所置出川の堤防警戒に当たっていた際、上流から流れてきたスギ、ヒノキなどの製材品を拾い上げて横領し、二八日トラック二台に積み、材木屋に計四万三千円で売り払った(一〇・三中日)。(2)岐阜県安八郡輪之内町南部自警団長、同町消防班長ら二三名は、台風の日(九月二七日)同町揖斐川の堤防で、上流から流れてきたスギ、ヒノキの

丸太等四五〇余本を拾い上げて横領(一〇・三朝日)。(3)被告人ら愛知県豊川市水防団員ら二三名は、九月二七日、二八日の両日にわたり同市三上町勝山内豊川堤防で伊勢湾台風のため豊川上流から漂着したスギ、ヒノキ原木計五九七七斗余を拾得しながら所定の届出をなさず代金合計二万余円で製材業者に売却して横領した(一〇・二四豊橋簡易裁判所に対し公判請求)。

そして、これらの事件では、その犯行が水防の任に当る自警団、水防団員等によりなされていることと、その売得金が遊興費に費消されていることが強い非難の的となった。もっとも、台風によるおびただしい流木の整理は、各地の災害対策本部にとって困難な問題の一つとなっているが、三重県桑名郡木曾岬村のごときは、同村六百戸のうち二百戸が台風で全壊、九十戸が流出、その流木全部が鍋田川堤防に打ち上げられ、その流木の量は五十万石をこすものと数えられた。このため村当局は、桑名警察署に厳重取締りを要望、毎日約五十人の警官が見廻っていたが、村民の間では、この流木を使い「たとえ、一坪のバラックでも建てて住みたい」との要望が高まり、村当局も早急な流木整理を県側に要請した結果、県は流木の整理に日時を要するところから、一〇月一九日流木でバラックを建てたい者は、村当局に届出て、用紙に材木

の種類を記入し、使用することを認め、事例もある。水難救護法による届出の手續は履踐されてはいるものの、その配分の措置については、やはり疑問が残るのである。一種の自救行為と解すべきものである。なお、「現在の刑法はこんどのような非常事態を予想していない」と、検察官をして、占有離脱物横領罪の法定刑の軽きを口惜しがらしめたといわれる事件に、九月二七日朝、愛知県半田市日出町で台風の高潮のため家屋が流出し家財をさがしていた某が、高潮のため水死して漂着していた某女が手から離さず握っていたポストンバッグの中から現金二万七千円を拾得して横領した例があげられている(二一・六毎日)。

(ハ) 詐欺罪

災害救助法が適用され、公私の救援活動が活潑になるにつれ、危惧されたのは、同法四六条所定の「詐欺その他不正な手段で救助を受け、または受けさせる」事態の発生することであった(この場合、詐欺罪の構成要件を充足するものについては、同条二項により刑法詐欺罪の規定が適用されるわけである)。蓋し、かかる行為は、行為者自身が災害に乗じ不正の利得をすることが違法とされるのは勿論として、真実のり災者に対する救援活動をも阻害させる虞れがあるからである。警察、区役所等においても、見舞金の二重

取りを警告し、あるいは、被害の少ない者はり災証明書を辞退すべき旨を勧告したわけである。

名古屋市中では、中川区野立町の主婦たち二〇余人が一〇・四同市中川警察署を訪れ「床下浸水の世帯がり災証明書を受けている。自分たちは、もっと被害の大きい所の人たちに災害救助法を適用して貰うべく、証明書を辞退した。然し、正直者は馬鹿だという人がある」と抗議を申出た、と聞く。同警察署の調査によると、中川区内の被害状況は、床上浸水七、六九七、床下浸水九、四三〇戸であるのに、一〇・六現在同区役所が発行したり災証明書は一五、四四六に達している(二一・五中日)。床下浸水以下の軽い被災者は災害救助法の適用から除外されている。次に同市南区では、一九日までに準はり災世帯を含めて約三万一千世帯に証明書を発行したが、そのうち、既に約千五百世帯が二重登録をしていることが判り、このうち五百世帯は自発的に届出たが、まだ千世帯からは届出がない、と報道された(二〇・二朝日)。

名古屋市民生局の調査によれば、り災証明書の発行は、一〇・四現在九万三千九百四十九件で、うち約二千件が返戻されているが、その内訳は、約千三百件が二重発行、約七千件は自発的に返戻となっている(二一・五中日)。そして、このようにり災証明書が不正に発行された原

因としては、各区役所側では、混乱のさ中であつたので、各戸について申告の内容を確める余裕がなく、そのため各地区の自治会長や民生委員にある程度認定をまかせたこと、被災者の側においても、り災証明書発行の趣旨を十分理解できなかった点をあげている。

然し、同市港区稲永新田町菅住宅稲永荘事件のように、自治会代表者らの提唱により市からの見舞金を返上したAプロックの処置に対し、見舞金を受取った他のプロックの有力者らが「Aプロックが返上すれば、自分達も返上しなければならぬ」と、いいがかりをつけ右自治会代表者に集団暴行を加えた事例(暴力行為等処罰法により公判請求)や、明らかに災害程度を過大に詐って申告したと認められる三重県松阪市の事例(二〇・二中日)等も見受けられるのであって、不正の救助を受けた者については、やはり、すくなくとも災害救助法四六条所定の犯罪を構成する場合もかなりあつたのではないかと疑われる。

然し、その不正受配の点について、事件として検察された事例は、現在までに一件も開かされていない。たとえ、不正の救助を受けた者であっても、り災者であることに間違いはなく、又、災害救助によつては、り災者の蒙った損害をとうてい補償することはできないのであるから、その間の多少の不正は見逃すべき

であるとす取締り当局の安易な感傷主義に出たものでなければ幸いである。ところで、台風につけ込んだ詐欺罪として検察され、あるいは、警察当局が被害にかからぬよう一般の注意を求めたものに、いわゆる見舞金詐欺、被災者に化した同情詐欺の類がある。「風水害見舞金名簿」をこしらえ、知名人から高額

の寄附があつたように、かつてに記入し、青年会の名義を濫称し、戸別に訪問して水害義援金を集めているとふれ込んで三千元を騙取したもの(二〇・三〇)、公判請求、「市民の博愛心を巧に利用した悪質な詐欺」として懲役三年が求刑されている。同日・中日、あるいは、一流商社の名義を騙り「得意先に台風見舞として贈る」のだからとふれ込んで、たばこ相当量を注文し、いったん店を出て、暫くして再び同店を訪れ、「得意先に至急届けなければならぬから包装できた分だけすく貰いたい。残りは又取りに来るから商社宛の伝票をきつておいてくれ」と巧みに相手をだまして煙草を受け取り、そのまま逃走(このような事例は他に数件報告されている。なお、神戸でも幽霊会社を作り、名古屋の災害地に送ると詐り平坂トタン二五〇枚価格三万六千二百五十円相当の取込み詐欺をした事件があるようである。二〇・三中日)、なお、「水害り災者でお困りの方を求む」という求人広告(住込みのうどん屋の出前)を見て、被災者と詐り、住込んだうえ店

の自転車や現金を持ち逃げした事件もあるが(一〇・二三中目)、法律的には、横領罪又は窃盗罪を構成するものであるうが、相手方の同情心につけ込んだ点では、やはり詐欺的色彩の濃いものとして扱ってよからう。

(二) 経済関係犯罪

台風後、復興資材、生活必需品などの価格が高騰すべきことは、当然予想されたことであつたし、事態はまたその必然のコースをたどつた。しかも、災害後の物資不足が局地的かつ相対的のものであればあつただけに、そのような物価の異常な高騰が短期間に常態に復すべきこととは、災害直後から計算にいれられていたわけであり、悪徳業者はまさにその短い期間に勝負を挑んだわけであらう。愛知県警暴利取締本部が摘発した事例について、物価の高騰の実態を見て貰いたい。

九月三日検査された三件は、台風の後二七日、台風前一枚一七〇円のトタン板を六一〇円で、スレート瓦一枚一五〇円のもの一枚百円で、米一升を三五〇円で売却した類いで、そのような価格の高騰は、台風後一四、五日を経過して漸く下落の傾向を見せはじめた。そして、このような物価の異常な高騰の事態に当りて、愛知県警察本部は、九月三〇日以降暴利取締本部を設け、極めて強

硬な態度で臨むこととし、摘発、検査、警告に努めることになるが、法的規整のたてとして用いられたものは、終戦後の物価の高騰を抑えるために制定され、最近殆んど適用されることになつた。いわば反故同然の物価統制令であつたし、特に、その九条の二(不当高価販売)、一〇条(暴利販売)及び食糧管理法中公定価格違反に関する一〇条、三二条であつた。

ところで、同取締本部が一〇月二九日までに愛知県下で検査したものは、三九件(うち名古屋市内三二件)、上申書を取り説諭処分したものは二四九件、また警告したものは、七三二件にのぼつた。これの内容をみると、トタン板、瓦等の復興資材が、当然のことながら最も多く、検査三四件、説諭三〇件、警告二七四件となり、ついで米穀類、野菜類、調味、副食品、木材板類の順になつてゐる(一〇・三〇中目)。

(ホ) その他

災害後の犯罪として、われわれの注意をひいた事件を、ここで二、三件あげておこう。先ず被害の程度が現実以上に浸水以上を達しなかつたことを理由に、り災証明書による名古屋市長の災害見舞金の返上を主張して、集団による暴行を加えられた前記市営住宅稲永荘事件(同じよう

な理由から町内の意見が対立し相反目している例が、同市中川区でも三町について報告されている。一〇・一九中目)、更に、救援物資の配給が町内会を通じて行なわれたところから、衆議院議員選挙の運動員をして検査された前歴のある者を町内会長にするのに反対して町内会を脱退することに、町内会を脱退したことを理由として救援物資の配給を行わず、あるいは、町内会費の未納を理由にその者を、町内会長が救援物資の配給面から落し、あるいは、家主が家賃の滞納を理由に避難先から、もとの借家に復帰することを拒否され、その結果物資の配給が受け得られなくなつた事件もある(一〇・一四中目)。

前二者については、わが国の社会組織の近代性をあらわに示しているものといえよう。この種町内会役員としての犯罪面においてもきびしく追及されて然るべきである。更に、検視を終つて堤防上に収容した二つの遺体を何人かが水没地に遺棄したものと疑われる愛知県海部郡十四山村の事件(一〇・八中目)、救援物資保管の任に當つていた福祉事務所員が保管中の救援物資を入質、遊興費に充てていた事件も、災害による混乱時にはあり得る事件である。

(1) わたくしは、被災者が集団避難勧告に応じなかつたのは、より直接には、被災者その人の家、土地に対する感情的執着と、家、土地を離れることによつて借家、借地

の権利を喪失することを恐れた結果だと思つてゐる。

(2) 漂流物横領罪について純粋に財産罪の性格を徹底できるかについては疑問がある。明治四五・三・一九日大判刑録一八輯三五二頁も、漂流物を漂流物として横領すれば同罪は成立するので、その所有権の帰属について、証拠説明を要しないという。

三 事件処理の概観

ここでは、昭和三四年一〇月二八日現在名古屋、岐阜、津各裁判所において受理した事件について、その処理の概要を述べることにする。

伊勢湾台風による風水害の混乱に乗じてなされたと考えられる事件は、検察庁においても多数事件として表示のうえ起訴することとし、裁判所においても、これらの事件については、他事件に拘らず優先的に継続、集中審理し、特に迅速な裁判が得られるように努力がなされてゐる。検察庁側においても、裁判所に対し同趣旨の要望を打ち出していたことは、既に述べた。災害により混乱をきたした社会秩序を回復し、安定させるために、法の強制力を以つてする司法作用が介入すべき必然性があつた。もつとも、その風水害の混乱に乗じてなされたと考えられる事件といつても、これを抽象的に定

養ずけることはさほどの困難がないとしても、もし、それらの事件に対して特別な処理をすることとなるとすれば、いかなる事件を以ってこれにあてるかについては、やはり意見の岐れるところがあるわけであるし、更に遡って、この種事件について、特別な処理の要求される所以も検討してかからなければなるまい。そして、経済関係犯罪は格別とするも、これを窃盗罪に限って考えても、その窃取行為の時、場所、あるいは、その目的物のいかなる点に評価の重点を置いて考えるかによって、これを風水害の混乱に乗じてなされたものにして考えるか、どうかについては自ら結論を異にする(1)。

現実の問題としても、各庁間において、その取扱いに多少の相違がみられるのであって、例えば、高山簡裁に係属中の事件のごとく、九・二六夜岐阜県高山市の旅館に投宿中の者が、台風のため電気が消えたのに乗じて他の旅客の寢室に侵入し同部屋に在った衣類等を窃取したという事件で、どのような事情があれば、これを風水害の混乱に乗じてなされたものといえるのか不明のもの、あるいは、大垣簡裁一〇・二七判決の場合のごとく、九・二八ごろの短靴一足の窃盗で犯行の場所等からしても、同様その間の事情の不明のものもみられるのである。然し、その点は、それとして、右の(2)

事件として、名古屋地方裁判所管内において右期間内に受理した事件は、合計七九件、うち判決言渡済みのもの六件となっている。その内訳は、同地裁本庁で窃盗九(二)、漂流物又は占有離脱物横領九、詐欺、同未遂三、私文書偽造、同行使一、強盗致傷一、住居侵入一、物価統制令違反三、食管理違反二、赃物故買一、半田支部で窃盗四、漂流物横領一、岡崎支部で窃盗三(一)、漂流物又は遺失物横領二(一)、豊橋支部で詐欺一、名古屋簡裁で窃盗一(一)(二)、漂流物又は遺失物横領九、半田簡裁で窃盗八、漂流物又は占有離脱物横領七、豊橋簡裁で窃盗一、漂流物又は占有離脱物横領二となっており、岐阜地裁管内では、大垣簡裁で窃盗一(一)高山簡裁で同一、津地裁管内では、同地裁で窃盗三(二)、漂流物横領一、赃物故買二、同牙保一、上野簡裁で窃盗一(二)、四日市簡裁で窃盗三、漂流物横領二となっている。津、岐阜管内において、経済関係犯罪のみられないことは、これらの管内で特に被害激しんであった地域が、漁業地帯であったことによるものである。そして、津管内における窃盗事件が、主として倒壊した電柱から電線を切断して盗み取ることを内容とするものであったことも、同管内では、特に、風害がひどかったことによるものであるか。

・(一)内は判決言渡済みの件数である。

ところで、これらの事件については、各庁を通じて特に迅速な審理が徹底し、すべて第一回公判で審理を終結し、判決も即日言渡し、おそくとも五日後となっており、強盗致傷罪にあってさえも、一〇・一三起訴、第一回公判、同二七、判決言渡、同三一、審理期間一九日となつて示すものである。

次に、この種事件に対する量刑については、一般に敲罰方針がとられており、特に、名古屋管内にあっては、この傾向が顕著である。例えば、九・二八朝、台風で半壊した倉庫から古本三百円を盗んだ者に対し懲役二年(一〇・一六名古屋簡裁言渡、前科があるようであるが、普通の場合なら微罪だが、災害につけ込んだ悪質な行為であることがきめつけられているようである。一〇・一六中日)、一〇・二夜、被災者が漸く水没を免れた家屋に運び出した背広など二〇点(七万円相当)を窃取した者に対し懲役三年(一〇・二二名古屋地裁言渡、被災者が漸く運び出したものを盗むことは、血も涙もない海賊的行為で台風ドロのうら最も悪質というところになっている。一〇・二二中日)、一〇・九路上に水害で濡れて干してあったテレビ一台の窃盗に対し懲役三年(一一・四名古屋地裁言渡)、一〇・六台風で屋根が飛び雨で濡れたふとん綿(八百円相当)が庭先に干してあったものを窃取した者に

対し懲役二年(他に四千四百円相当のバッグ一個の窃盗あり、一〇・二二名古屋地裁言渡)が、それぞれ言い渡されている。通常の事件ならば起訴猶予もしくは執行猶予のつけられる程度のものである。

然し、この重罰処理の傾向は、津地裁管内では、必ずしも認められているものとはいえない。例えば、二名共謀のうち、九・二九ごろ台風被害地の揖斐川、長良川中堤防止の倒壊した電柱から専用電線約七〇〇米を窃取した者に対し懲役各一年(一〇・二九津地裁言渡)、二名共謀のうち、台風被害をうけた電柱からハダカ電線約一四・六疋を切断窃取した者に対し、うち一名は懲役一年二月、他の一名に対し同じ懲役刑、但し、三年間執行猶予(一〇・二九上野簡裁言渡)の例をとれば、名古屋地裁管内との刑の不均衡は余りにも明白である。岐阜地裁管内においても、風水害に乗じてなされた犯罪として報告されている窃盗を含む四件の九・二八ごろの窃盗に対し懲役一〇月が言渡されている(一〇・二七大垣簡裁言渡)。

なお、名古屋地裁管内の、この種事件についての重罰主義の傾向は、経済関係犯罪の処罰についても顕著にみられるところであって、名古屋市内において九・二七から三日間に亘り、計三名に対し白米九・八キロを一・四キロ(一升)当り三五〇円で売却し、千五百余円の利益をえた雑穀商の女主人に対する食糧管理法

違反事件について、懲役六月及び罰金二万円(但し、懲役刑については、二年間執行猶予一・九回地裁言渡。この判決に対する新聞の批評にいう。この違反事件について、検察側は最近死文化している同法を強く打ち出し、また裁判官も台風直後の社会事情を考慮してこの判決になったものである。この判決に賛成していることは明らかである。一・一〇中日)。

ところで、名古屋地裁管内において、同じく台風被災地である津、岐阜管内の各裁判所と比べて、特に、その風水害の混乱に乗じて行われたとされる犯罪について、重罰処置の事例が重ってみられるのは、も早や担当各裁判官の個性の違いに帰せられるものではなく、それを超えて、担当各裁判官に共通の、ある評価基準が働いているものとみるべきであろう。

もっとも、ここで一言断っておかなければならないことは、裁判所それだけの性質上、検察庁における場合と異り、裁判所内部における行政機関からする指示、あるいは、事件処理に関し事前における担当各裁判官の申し合わせ又は、協働といった種類のことは、絶対になされてないことである。ことはあく迄裁判官各自の意識の問題であり、その意識に共通して作用する価値基準に関するものである。然し、そのような価値基準の内容については、判決書の面においては遂

にこれを知ることはできなかった。

新聞紙の伝える重罰理由としての「台風後の社会混乱に乗じて行われた悪質な犯罪」だから、というだけでは、小賢しい理くつを弄するようではあるが、やはり法律理論としては熱していない。問われているものは、このような社会混乱に乗じて行われた犯罪とは何か、そして又そのような犯罪に対して特に重罰すべき所以はどこにあるのかということである。被災者の物を盗んだという、そのことだけで、台風後の社会混乱に乗じて行われた犯罪と断することは困難であろうし、又特に、その窃盗行為を重罰にすべく、それほど明らかな理由の存するものとも思われない。前記のたまたま台風当夜の停電の際に窃盗を行ったという事例についても然りである。ある人はいう、それは社会の秩序を守るためである、と。又ある人は、このような事態に在っては、一罰百戒、よろしく応報刑主義に徹すべきである、と。なるほど素朴な感情論としてはよく理解できる。然し、これらの主張には、意気の昂揚は感ぜられずとも、それ程内容を伴ったものは認められない。徒らに社会秩序の維持という言葉を、声を大にして叫ぶことは、災害優先をカサに着て、「一刻を争う復興のためだ。救援物資運搬の車輛は、道路交通法規などにかまけておられない。」という運転手諸君の態度と共通のものが

ある。(災害後の交通徳の混乱は目に余るものがある。取締りの警察官に対し、逆に「復興を妨げるのはお前達だ」と逆襲する者もあると聞く。一・一・九中日。聖戦完全を看板に当時のきびしい経済取締法規を先ず蹂躪したものは、他ならぬ軍そのものであったことを想起せよ。)

ところで、われわれは、裁判による社会秩序の維持といっても、それは法の適用が適正、迅速しかも確実になされること、それによることがあって、それ以上のものではないと考えている。勿論、災害後の混乱した社会事情のもとでは、迅速、確実の要請が適正のそれにもまして働らなくてはならぬ。然し、だからといって、そのことから、かの台風後の社会混乱に乗じて行われたとされる犯罪に対して、重刑を以て臨まなければならぬという論理必然性はない。重刑を以て臨むということが、直ちに法の適用の確実性を裏証するものではないからである。名古屋地裁管内のこの種事件が、津、岐阜管内のそれに比して、一般的に、より重く処罰されていることについては、なお十分に検討してみなければならぬ。然し、それはそれとして、この種事件について、通常の事件に比べて、一般的に重刑を以て臨む理由があるとすれば、それは、やはりこの種事犯の行為者において、反規範性を特に顕著に肯定すべき、すなわち、責任を一段と加重す

べき事情が類型的に存在するものと考えられるからであろう。台風の暴威に打ちのめされて塗炭の窮乏にあえいでいるものを、その事情を知り乍ら、更にその苦に漸く残された家財を盗み去る窃盗犯人の心情には、確かに明白な非人間性、反規範性がみられるのであり、強い非難に値するもの存することは、否定できない。そして、このような責任を加重すべき類型的事情は、場合によっては、行為当時の状況のそれであることもあろうし、又、場合によっては、被害者側の事情であることもあろう。然し、それらのいずれの事情によるものであれ、それが行為者に対する責任加重の事情として作用するためには、やはり行為者において、その事情を行為当時において認識していることを必要とするわけであろう。もし、そうであるとすれば、裁判所におけるこの種事件の審理にあたっては、行為者側に存すべきこの事情の認識を、裁判所としても認識することが必要である。

このような意味において、台風後の名古屋市に滋賀県方面から、ことさら出稼ぎ強盗をしたものとして強い処罰の要求されていた三人組(うち一名は少年)の強盗傷人の犯人(求刑各懲役一三年)に対して、被告人らにおいて、「特に台風後の災害の混乱につけ込んだものとは認め

られない」として懲役八年及び同七年を言い渡した名古屋地裁一〇・三二の判決には、学ぶべきものがあるように思われる(檢察側及び新聞のこの判決に対する受けとり方は、極めて不満のようである。「意外に軽い判決」という新聞の見出しがそれを示している。一〇・三二中日)。そして、台風後漸く四旬を閲し、社会の状態もいちおう治るに伴い、この種事件の処罰にも漸く寛刑のきざしが見えていることも注意してよいことである(九・二八台風で飛散した被災会社のトタン板一七枚を拾得横領した者に対し、懲役一〇月、三年間執行猶予の判決が言渡されている。一・九名古屋地裁判決)。

(一)西ドイツ刑法二四三条は、周的のうちに、窃盜の目的物、場所、犯行の時間及びその手段等の特殊の場合を通常の窃盜罪に比べて重く処罰する。独立の構成要件をきめたものではなく、いわゆる刑罰加重類型に属するものと解されている、なお、既に廃止された戦時刑事特別法がそうであった。

#### 四 七 五 び

台風後の社会混乱に際し、法による社会秩序の維持という要請が強く打ち出されることは、当然であるし、犯罪対策の面においても、その要請に速に答えて実証する必要のあったことも又当然であつた。

と考へる。然し、法による社会秩序の維持といつてみても、それは無内容のものであつてはならないし、又無条件のものであり得ない。もっとも、今回の伊勢湾台風の場合のごとく、社会秩序の混乱が局地的であり、しかも、それが短い期間に恢復すべきことが当然予測される場合には、なるべく早急の段階において、法による社会秩序維持のために断固とした方策の講ぜられるべきことが必要ではあつた。

然し、ことを裁判の面に限つていうならば、その法による社会秩序維持のための方策といつてみても、つまるところ、既存の法が迅速、確実かつ適正に適用されることにつぎるものである。犯罪の処罰についても、徒らに嚴罰主義を振り廻わすことだけが、當を得たものとは考えられない。やはり、嚴罰の結論を導くためには、当該の事件が相応の要件を具備したものでなければならぬはずである。裁判が世評に動かされてならないことは、いずれの事件についても同じである。いわゆる台風後の社会混乱に乗じてなされたものと認められる犯罪事件の処理について、すぐれて要求されることは、文字通り早期の檢挙と迅速な裁判とであつた。被災各地の裁判所が、困難な条件(一)にも、拘らず、よくこの迅速裁判の要求には応えたものとみるのは、わたくしの目が目であるうか。

ところで、法秩序の維持ということ、特に、今回のごとき災害後の混乱した社会情勢に対処して問題となる場合、専ら市民相互の関係からだけ觀察され、たとえていうならば、上と下との関係、上の立場をいちおう括弧の中に入れて、上から見下ろした観点からだけ問題が扱われ、統括機關又は行政機關そのものが法の下にあること、従つて、その各機關の法的責任を論ずるといふこと、すなわち、上の立場の括弧を外し、上と下とを、法的責任の面において平等に論ずることが従来看過されてきた。

然し、今回の伊勢湾台風の場合においても、その災害が人災によることの多い所以が数多く指摘されている。そして、それが、もし人災による場合があるとすれば、当然にその者の法的責任が論ぜられて然るべきである。災害後の社会混乱に際し、法秩序を維持するということは、単に現在及び将来に対する関係だけではなく、過去において、法が確実、適正に遵守されてきたこと、あるいは、その遵守されるべきであつたことを実証するものでなければならぬ。そして、そのことは、市民及び市民相互の関係に対してだけあてはまることではなく、統治又は行政の各機關に対してもひとしく妥当なことである。伊勢湾台風による水没地帯の被災者が、「台風の被害は、国家が海岸防の管理を怠つたためであるから慰

藉料を支払うべきである」として、一・三名古屋地裁に対し、国家賠償法二一条一項に基く国を相手方とする損害賠償請求訴訟を提起し、同じく水没地帯の被災者が、国に対し、海岸法一四条に基き海岸堤防の完全な設備を施行すべき請求訴訟を提起し(一一・四朝日)、あるいは、東京都警署が伊勢湾台風により同都内葛飾区小菅町七九三番地先綾瀬川の木製水門が流出し、一三四八世帯を水びたしにした責任を追及して、水門の改修工事に當つた区役所吏員三名を、過失溢水罪の嫌疑で書類送検した事件(一一・五朝日)(二)のごときは、どのように事件が結着するにせよ、災害後の法による社会秩序維持の問題が、従来と異つた新しい角度から、批判されるべきものとして恰好の素材となるものであらう。

(一)名古屋地、家裁管内においても、職員が殆んど全員が災し、床上浸水以上の被害を蒙つた者だけでも全庁員の約一割五分に達している。

(二)なお、朝日ジャーナル一一・二三号参照。(筆者・名古屋高裁判事)